

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第十四號

農地調整法施行細則を次のように定める。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

農地調整法施行細則

第一條 農地調整法（以下法と稱する。）第三條の規定により農地の管理又は買取の申出をしようとする者は同條の團体に對し管理にあつては様式第一號、買取にあつては様式第二號の申込書を提出しなければならない。

第二條 市町村農地委員會（以下委員會と稱する。）が農地調整法施行規則（以下規則と稱する。）第一條の規定により農地の管理又は買取の申出をすべき團体を指定しようとするときは鳥取縣農地委員會（以下縣農地委員會

昭和二十二年二月四日
第七百八十一號

火曜日

と稱する。）に對し豫め届けなければならない。

委員會は前項の規定により指定をしたときは當該市町村の公告式によつてその旨を公示しなければならない。

第三條 第一條の團体が農地の管理又は買取をしたときは様式第一號によりこれを知事に報告しなければならない。

第四條 農地調整法施行令（以下令と稱する。）第十條の自作農創設維持の事業によつて土地若しくは資金借受のあつ旋を受けようとする者又は資金を借受けようとする者はその住所のある市町村の令第十條の事業を行ふ團体又は委員會に對し様式第四號による申請書を提出しなければならない。

第五條 令第十條の事業を行ふ團体が規則第四條第二項第一號但書、第二號但書又は第三號の規定による承認を受けようとするときはその事由を具し申請書を知事に提出しなければならない。

第六條 令第十條の事業を行ふ団体又は委員會が規則第九條の規定により知事の承認を受けようとするときは様式第五號による申請書を提出しなければならない。
承認を受けた事業につき重大なる變更をしようとするとき亦同じである。

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第七條 前條の規定による承認をうけた団体又は委員會は翌年度六月十日迄に様式第六號による事業報告書を知事に提出しなければならない。

第八條 令第四條に規定する書面の交付を受けようとする者は様式第七號による申請書を當該農地の所在する市町村に設置されてゐる委員會に提出しなければならない。
委員會は前項の申請を處理しようとするときは左の各號によらなければならない。

- 一 事業の重要なものについては會議を開き又は知事の指示を受けること。
- 二 當該農地が小作地である場合には法第九條第三項、

の承認を受けたものである場合に限ること。
前項の書面は別に定めるものを除くの外様式第八號によること。

第九條 令第五條第六號の規定に基く昭和二十一年農林省告示第四百拾參號第二號の規定により一團地五十坪未満の農地を耕作以外の目的に供しようとするものは様式第九號による申請書を委員會に提出しなければならない。

第十條 委員會が法第六條ノ第三項の規定による申請をしようとするときは様式第十號による申請書を知事に提出しなければならない。

第十一條 委員會が第八條、第九條及び規則第十四條の規定による申請を處理したときはその都度様式第十一號により處理状況を知事に報告しなければならない。

第十二條 令第十四條に規定する事項について委員會にあつたを求めようとする者は書面をもつて申請しなければならない。但しやむを得ない場合に口頭を以て申請することができる。

第十三條 委員會が令第十五條第二項の規定により縣農地

委員會に處理の申出をしようとするときは事由を具し書面を以てこれをしなければならない。

第十四條 委員會が會議を開くに當つて會長に事故がある場合は委員のうち年齢もつとも多い者がこれを招集する

第十五條 委員會は法第十五條ノ第二項の規定による會長の互選ができないときは知事にその旨を届出なければならない。

第十六條 法第十五條ノ第八項の規定による委員を選任すべき旨を請求しようとするときは様式第十二號の同意書を知事に提出しなければならない。

第十七條 法第十五條ノ九第二項の規定による請求があつたときは市町村長は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

第十八條 法第十五條ノ二第八項の規定により知事が選任した委員が左の各號の一に該當するようになったときは委員會の會長は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき。

二 職務を行うことができなくなつたとき。

三 その他法第十五條ノ二第三項の規定により選舉された總委員の同意によつて解任を相當と認めたととき。

第十九條 令第三十一條但書の規定による許可を受けようとするときは様式十三號の申請書を知事に提出しなければならない。

第二十條 市町村長は令第三十六條の規定により當事者の一方又は双方より左の費用につきその實費を徵集することができる。

- 一 委員の旅費及び宿泊料
- 二 臨時に雇はれた者の賃金
- 三 その他特別の行爲をしたために要した費用

第二十一條 令第三十九條に規定する事項について縣農地委員會に對しあつたを求めようとするときは書面を以つて申請しなければならない。

第二十二條 委員會又は縣農地委員會が令第十四條又は令第三十九條に規定する事項を處理したときは様式第十四號により翌月十日迄に 法第十四條の規定による裁判所

に對する意見の申出をなしたときはその都度これを知事に報告しなければならない。

第二十三條 委員會は當該市町村が規則第四十一條第一項各號の一に該當するようになったときは遅滞なくこの旨を知事に届けなければならない。

第二十四條 委員會は會長及び委員に異動があつた場合には遅滞なく知事に届けなければならない。

第二十五條 委員會及び縣農地委員會には左の帳簿を備付なければならない。

一 委員名簿

二 議事録

三 議事規則

四 庶務日誌

第三十六條 法、令、規則及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類は農地委員會又は縣農地委員會より提出するものを除くの外當該農地の所在する市町村に設置されてゐる委員會を経由して、これをしなければならない。

前項の場合において委員會は遅滞なく意見を附しこれを知事又は縣農地委員會に送達しなければならない。

附 則
昭十六年十月鳥取縣令第十一號農地作付統制細則及び昭和二十一年四月鳥取縣令第三十一號農地調整法施行細則は、この縣令施行の日からこれを廢止する。

様式第一號

農地管理申込書

一 管理申出の事由

二 管理の方法

三 土地表示及び農地所有者又は小作人住所氏名等

所在地	土地臺帳に現況	反別	管小作料希望する農地小作備
番	帳目	町反歩	期小作料所有農地小作備
地	目	町反歩	件小作料所有農地小作備
在	町反歩	町反歩	考小作料所有農地小作備

右の農地の管理方お願ひする。

年 月 日

住所氏名印

市町村(團體名)長殿

様式第一號

農地買取申込書

一 買取申出の事由

土地表示、小作人其他土地に關し使用収益の權利を有する者の住所氏名等

所在地	土地臺帳に現況	反別	管小作料希望する農地小作備
番	帳目	町反歩	期小作料所有農地小作備
地	目	町反歩	件小作料所有農地小作備
在	町反歩	町反歩	考小作料所有農地小作備

右の農地の買取方お願ひする。

年 月 日

住所氏名印

市町村(團體名)長殿

様式第一號

農地の管理(買取)報告書

次のように管理(買取)を実施したので農地調整法施行細則第三條の規定により左の事項を添えて報告する。

記

- 一 申出人の氏名及び住所
- 二 管理(買取)の事由
- 三 管理(買取)農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 四 管理(買取)の條件
- 五 その他参考となる事項

事務所の所在地

團體長 氏 名 印

鳥取縣知事氏名殿

様式第四號

一 自作農創設あつた申請書(資金を要しないもの。)左記のように自作農創設をいたしたので農地調整法施行

細則第四條の規定によりあつ旋方申請する。

氏名	年齢	家族の状況	購入前の状況		購入後の状況	
			別荘	耕作地	別荘	耕作地
計			計	計	計	計

村大字	番地	地目	購入しようとする土地		地目	面積	購入後の状況
			内	外			
計			計	計	計	計	計

注意一 統制価格とは農地調整法第六條ノ二乃至第六條ノ四ノ規定による價格とする

二 施設の取得のあつ旋を受けようとするものであるときは備考欄に施設の種類棟敷價格を記載す

年 月 日 住 所 氏 名 印

団体長氏名
又は市町村農地委員長氏名殿

一 自作農創設資金借受申請書(資金の貸付を要するもの)

一 申請額 金 額

一 用途 昭和 年 月 日

一 借還方法 年賦毎 年 月 日

一 資金借入先

左記のように自作農創設をいたしたので右によつて資金借受方あつ旋されるよう農地調整法施行細則第四條の規定により申請する。

氏名	年齢	家族の状況	購入前の状況	購入後の状況
別荘	耕作地	別荘	耕作地	耕作地
計			計	計

村大字	番地	地目	購入しようとする土地		地目	面積	購入後の状況
			内	外			
計			計	計	計	計	計

村大字	番地	地目	購入しようとする土地		地目	面積	購入後の状況
			内	外			
計			計	計	計	計	計

注意一 統制価格とは農地調整法第六條ノ二乃至第六條ノ四の規定に依る價格とする

二 施設の取得のあつ旋を受けようとするものであるときは備考欄に施設の種類棟敷價格を記載すること

三 借入豫定額は計に於て十圓未満切捨てること

年 月 日 住 所

団体長氏名殿

三 自作農維持資金借受申請書(資金の貸付を要するもの)

一 申請額 金 額

一 用途 年 月 日

一 借還方法 年賦毎 年 月 日

一 資金借入先

左記のように自作農維持をいたしたので右によつて資金借受方あつ旋されるよう農地調整法施行細則第四條の規定により申請する。

氏名	年齢	家族の状況	所有地の状況	耕作の状況
別荘	耕作地	別荘	耕作地	耕作地
計			計	計

一 個人の既築農地自作農創設計書

(イ) 資金の貸付によるもの

甲創設

購入前			
氏名家族の状況	所有者の	氏名家族の状況	所有者の
別目地積	積地積	別目地積	積地積
反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類
圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓
備考			

注意 一 各人別連記合計すること(以下同じ)

二 地目の現状により區別すること(以下同じ)

三 統制價額とは農地調整法第六條ノ二乃至第六條

ノ四の規定による價格とする(以下同じ)

乙維持

氏名家族の状況			
氏名家族の状況	所有者の	氏名家族の状況	所有者の
別目地積	積地積	別目地積	積地積
反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類
圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓
備考			

(イ) 資金の貸付のあつ旋によるもの

(イ)に準じ備考欄に資金給先を記入すること

土地又は施設の取得のあつ旋によるもの

(イ)の甲に準ずること但し資金の欄を除く

二 個人の開發農地自作農創設計書

甲 土地を購入し開發するもの

(イ) 資金の貸付に依るもの

氏名家族の状況			
氏名家族の状況	所有者の	氏名家族の状況	所有者の
別目地積	積地積	別目地積	積地積
反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類
圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓
備考			

計人

反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(ロ) 資金の貸付のあつ旋によるもの

(イ)に準じ資金給先別に作成すること

(イ) 土地又は施設の取得のあつ旋によるもの

(イ)に準ずること

乙 所有地を開發するもの

甲に準ずること但し資金素地代の欄を除く

三 団体の既築農地自作農創設計書

(個人別讓渡豫定書を添付すること)

市町村		購入又は建設		讓渡	
地積	地積	地積	地積	地積	地積
反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類
圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓
備考					

四 団体の開發農地自作農創設計書

(イ) 土地を購入し開發するもの

(イ) 土地を購入し開發するもの

其一

市町村		開發		購入	
地積	地積	地積	地積	地積	地積
反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類	反積類額統類
圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓	圓圓圓圓
備考					

鳥取縣公報 第七百八十一號 昭和二十二年三月四日 (第三種郵便物認可) 一二

施設	土地		敷積又は棟数	同上価格	借入資金額	備考
	畑	田				
	田	畑	敷積又は棟数	同上価格	借入資金額	備考
	計	計				
	計	計				
	計	計				

施設	土地		敷積又は棟数	同上価格	借入資金額	備考
	畑	田				
	田	畑	敷積又は棟数	同上価格	借入資金額	備考
	計	計				
	計	計				
	計	計				

注意一 団体の一括購入により自作農創設せられたものは本表に含ませぬこと

二 その他には採草地、薪炭林等を含ませること (以下同じ)

三 借入資金額には報償資金を含ませぬこと (以下同じ)

四 備考に借入資金の金融機関別の資金の種類別金額を記載すること。(以下同じ)

(二) 団体の既墾農地の自作農創設

(一) 団体の一括購入せるもの

(三) 団体が一括購入したる土地又は施設を個人に譲渡したもの

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

(三) 自作農維持

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

(三) 自作農維持

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

(三) 自作農維持

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

(三) 自作農維持

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

(三) 自作農維持

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

科目	本年 度	前年 度	増減	備考	人員	区分	支出	
							本年度 決算額	前年度 決算額
貸付金								
工事費								
計								

第三 計畫の實施方法

收支豫算書

収入

何

(イ) 所有地を開發するもの

(イ)に準ずること但し資金素地代の欄を除く

様式第六號

自作農創設維持事業報告書

昭和 年において農地調整法施行細則第十條の承認をうけた自作農創設維持事業は別紙のようであるから農地調整法施行細則第七條の規定により報告する。

事業報告書

第一 自作農創設維持狀況

(一) 個人の既墾農地の自作農創設

人員 区分

は地積又は棟数

同上価格

借入資金額

備考

土 小畑田

計

農地開發營園等の開發した農地を謂ふ(以下同じ)
 二 同上價格には土地價額開發費及び施設の建設費若しくは購入費を記載すること(以下同じ)

- (五) 團體の開發農地の自作農創設
- (六) 團體の一括購入せるもの
- (四) に準ずる。但し人員とあるのを團體數とする
- (三) 團體が一括購入した土地又は施設を個人に讓渡したもの。
- (二) の(三) に準ずる

(六) 農地調整法第四條ノ三の規定に依る裁定について
 の調

裁定 件數	區分	地積又 は棟數	又 別件數	同上 種人員 又は 團體數	權利 元權 利備 考
田	畑	小	宅	計	其他
計	其	地	計	其他	計
施設	棟				

注意 (一) (二) の(五)及び(五)の(六)中裁定によつたものが在るときは本表により更に記載すること。

第二 事業施行後の狀況

資金本年度償還金過年度の額(代金割賦納種別支拂を含む)金額	圓	計	同上中 現在未納 金額人員	備考
-------------------------------	---	---	---------------------	----

注意 納入済金額、未納金額及び未納人員に付ては暫年度五月末現在につき記載すること。

(一) 資金の繰上償還

費金繰上同上に對 の償還する當額	圓	田	畑	計	其他	施設	備考
種別金額貸付金額	圓	反	反	反	反	反	

(三) 資金の償還方法の変更

資金の種別	人員	同上に對 する當額	償還方法 變更前の 償還方法	變更後の 償還方法	備考
貸付金額	圓	圓			

計
 注意 備考に償還方法の変更をした事由の概要を記載すること。

(四) 行政官廳の認可又は事業者の承認を受けた自作地の權利の變動又は自作の廢止

事項別	人員	田	畑	計	宅	其他	備考
人	反	反	反	反	反	反	

注意 自作地の讓渡自作の廢止及物權の設定別に記載すること。

(五) 違反行爲

違反行爲があつたときは人員、地目別、地積内容其他参考となる事項を記載すること。

年 月 日

事務所の所在地
 團體長 氏 名 印
 又は市町村農地委員會長氏名印
 鳥取縣知事氏名 殿

様式第七號

農地調整法施行令第四條に規定する書面交付申請書

左記による農地についての權利の取得は農地調整法第五條第四號に該當することを證する書面を交付されるよう農地調整法施行細則第八條により左記事項を添へて申請する。

記

- 一 讓渡者(設定者)及取得者の氏名及職業
- 二 取得權利の種類及原因
- 三 當該農地の所在地番、地目、面積並に所有者及耕作者の氏名住所及職業
- 四 權利取得を必要とする事由及其の内容
- 五 讓渡者及取得者の農地の面積、耕作面積及其の世帯員にして耕作に従事する者の員數
- 六 その他参考と爲る事項

年 月 日 住所

00395

市町村農地委員會御中
様式第八號

證明書(農地調整法施行令第四條に依る)

權利讓渡者(設定者)住所 氏名
權利取得者 住所 氏名
農地の表示

郡(市)村(町)大字	字	地番地目	面積	取得權利の種別及原因	備考
				反	

右者は農地調整法第五條第四號並に同法施行令第五條第五號に該當することを證明する。

年 月 日
市町村農地委員長 氏名 印

様式第九號
昭和二十一年農林省告示第四百四十三號第二號の

規定による承認申請書
左記農地を耕作以外の目的に供したいので承認方申請する。

- 記
- 一 農地の所在、地番、地目(本地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳、地目及び現況による地目)及び面積
 - 二 使用目的
 - 三 小作農があるときは、その住所氏名又は名稱及び同意の有無
 - 四 その他参考となる事項

昭和 年 月 日
住所 氏名 印
市町村農地委員會殿
様式第十號

農地調整法第六條ノ五第一項の規定に依る申請書
左記區域につき農地調整法第六條ノ二第一項の率に代る

00396

00397

氏名 印

べき率(農地調整法第六條ノ二第一項に規定する以外の基準に依り同項の額に代るべき額)を定めることを適當と認めるので別紙關係書類を添へ申請する。

- 記
- 一 率(又は額)を改定しようとする區域
 - 二 改定しようとする事由の詳細
 - 三 改定しようとする率(又は額)
 - 四 率(又は額)の決定方法
 - 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日
何々市町村農地委員會 印
鳥取縣知事氏名殿
様式第十一號

農地調整法施行細則第十二條による報告書
農地調整法施行細則第八條第九條及び同施行規則第十四條の規定による申請の處理状況を次のよりに同規則第十條の規定に基づき報告する。

農地調整法施行細則第八條(第九條)の規定による申請處理状況

申請年月日	當事者	住所	農地の耕作世帯員及地目別權利の種類	面積	耕作従業關係農種類及取得理由	結果

農地調整法施行規則第十四條の規定による申請處理状況

申請年月日	當事者	住所	農地の耕作世帯員及地目別權利の種類	面積	耕作従業關係農種類及取得理由	結果

鳥取縣知事氏名殿
市町村農地委員長氏名 印
事務所の所在地
様式第十一號

農地調整法第十五條ノ二第八項の中立委員
選任申請書
農地調整法第十五條ノ二第八項の規定による中立委員の
選任方申請する。
希望する中立委員の數及住所氏名
昭和 年 月 日
何々農地委員長

鳥取縣知事氏名殿
同意者
氏名 印
同 同 同
同 同 同

様式第十三號

農地調整法施行令第三十一條但書の規定による
認可申請書

左記の事由により、農地調整法施行令第三十一條本文の
規定に拘らず會議を開く必要があるので認可方申請する。

- 記
- 一 農地調整法第十五條ノ二第三項の區分の一につき委員の欠けてゐる理由
 - 二 開くべき事由
 - 三 その他参考となる事項
- 昭和 年 月 日
何々農地委員長 印

様式第十四號

鳥取縣知事氏名殿
市町村(縣)農地委員會處理事項報告書
次のように處理したので報告する。

處理事項	處理結果の概要	備考

年月日
鳥取縣知事氏名殿
何々農地委員長

條例

◇鳥取縣條例第一號
臨時鳥取縣縣民稅賦課徵收條例を次のように定め公布の日
からこれを施行する。

昭和二十二年二月四日
鳥取縣知事 林 敬 三

臨時鳥取縣縣民稅賦課徵收條例
鳥取縣縣民稅賦課徵收條例第五條に規定する縣民稅の告
知期日は昭和二十二年度分に限り三月十五日迄とする。

告示

◇鳥取縣告示第三十九號
昭和二十二年四月鳥取縣告示第二百十號(農地調整法第四
條ノ四第四號ノ規定ニ依リ指定スル區域)はこれを廢止す
る。

昭和二十二年二月四日
鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第四十號
自作農創設特別措置法施行令第二條、同法施行規則第八條
同法施行規則第四條、第五條及び第九條の規定による知事
の指定する期日を次のように定める。

- 一 自作農創設特別措置法施行令第二條の規定による知事
の指定する期日
昭和二十二年三月三十一日
- 二 同法施行規則第八條の規定による知事の指定する期日
昭和二十二年三月三十一日
- 三 同法施行規則第四條の規定による知事の指定する期日
昭和二十二年三月三十一日
- 四 同法施行規則第五條の規定による知事の指定する期日
昭和二十二年三月三十一日
- 五 同法施行規則第九條の規定による知事の指定する期日
昭和二十二年三月三十一日

但し施行細則第九條の規定によるもので爾後該當する
場合に於ては其の都度

彙報

◎官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件
(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日本欄参照)

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

學書宛名 日本政府
經 由 終戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件 名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和二十一年十月二日附及十一月七日附官報掲載濟)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J・ユステロが昭和二十一年十月二日以降十月三十一日迄の間沒收さるべき宣傳用出版物として指定したものは以下の通りである。

宣傳用出版物沒收書名(第十二回)

書名	著者	發行所	發行所在地	發行日
海軍航空戰記	海軍航空本部監修	與亞日本社	東京都麴町區内幸町二ノ二ノ四	昭和十九年八月十日
航空部隊	筑紫二郎	時代社	東京都牛込區早稻田鶴卷町三六一	昭和十四年九月一日
陸軍への道	陸軍省報道部監修	旺文社	東京都牛込區横寺町五五	昭和十九年十二月十五日
山田長政	池田宣政	三省堂	東京都神田區神保町一ノ一	昭和十六年七月五日
潜水艦戰記	平手 朗	朝日新聞社	東京都麴町區有樂町二ノ三	昭和十九年七月三十日
非常時局下に於ける青少年教育	吉田熊次 伏見猛彌	實業之 日本社	東京都京橋區銀座西一ノ三	昭和二十二年十二月一日

同 右	下巻	同右	同右
少年飛行兵戰記	毎日新聞社編	毎日新聞社	東京都麴町區有樂町二ノ三
ドイツ若鷲	白井喬二 池田林儀	田中宋榮堂	大阪市南區安堂寺橋通三ノ一五
日本の教養	石丸裕平	偕成社	東京都京橋區室町二ノ二
日本の陸軍	中村新太郎	アルス	東京都神田區神保町三ノ十三
これから日本は どうなるか	遠山景久	日本青年 建設同盟	東京都京橋區銀座西八ノ一

昭和二十二年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

覺書宛名 日本政府
經 由 終戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件 名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和三十一年十月二日、十一月七日、十二月十四日附官報掲載濟)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J・ユステロが昭和二十一年十月三十一日以降十二月二日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したものは以下の通りである。

宣傳用出版物沒收書名(追加第十三)	昭和二十一年十二月二日
一、皇 兵	
山中峯太郎(編)	
同盟出版社(東京市神田區神保町一丁目四〇)	
昭和十五年十一月三十日發行	
同 十二月一頁三十五版發行	
二、アメリカの戰略とその全貌	
中島 肇	
研文書院(東京市本郷區元町一丁目一)	
昭和十七年十二月廿五日	

三、軍縮の不安と太平洋戦

平田晋策

天人社(東京市神田區表神保町十)

昭和十五年五月三十日

四、戦争の神々

田中喜四郎

日本社(廣島縣宇品町七三四)

昭和十三年四月三日

五、世界を脅威するアメリカニズム

池崎忠孝

天人社(東京市神田區表神保町一〇)

昭和五年四月十七日

六、米國の太平洋戦備

中村秋季

新生堂(東京市神田區北神保町二)

昭和七年十一月二十一日

七、大東亞戦争海軍戦記

大本營海軍報道部(編者)

興亞日本社(東京市麴町區内幸町二丁目二ノ四)
昭和十八年五月二十七日

八、動く世界と我が國軍の立場

日本航空婦人協會編輯部(編者)

日本航空婦人協會(東京市中野區本町通五丁目一八)

昭和六年十一月九日

九、帝國主義アメリカ

松枝保二

農民社代理部(東京市芝區琴平町二)

昭和六年九月十五日

一〇、戦線一萬里

橋一郎

山東社(東京市神田區三崎町三ノ二五)

昭和五年十月二十日

一一、陸軍軍縮と米露の東亞經綸

佐藤慶治郎

日本書院出版部(東京市麴町區三丁目二)

昭和六年八月二十七日

一二、日米不戦論

河村幹雄

海軍研究社(東京市麴町區内幸町一丁目六)

昭和五年三月十七日

一三、日本の理想

中河與一

白水社(東京市神田區小川町三ノ八)

昭和十三年六月四日

一四、世界新秩序建設のために

米原光雄

慶應出版社(東京市芝區三田二丁目一)

昭和十五年八月十二日

一五、太平洋民族誌

松岡靜雄

岩波書店(東京市神田區一ツ橋二丁目三)

昭和十六年七月二十六日

一六、海南島より佛印へ

井出淺龜

皇國青年教育協會(東京市麴町區九段三丁目二)
昭和十六年十一月五日

七、藤田東湖の生涯と思想

大野 慎

一路書苑(東京市中野區大和町三五八)

昭和十五年九月二十日

一八、ナチス政治經濟讀本

多田 潔譯

慶應書房(東京市芝區三田四國町五)

昭和十二年六月二十五日

一九、太平洋戰略論

池崎忠孝

新光社(東京市神田區錦町一丁目一九)

昭和八年七月五日

二〇、帝國國防の危機

佐藤清藤

豊誠社(東京市赤坂區田町三丁目一)

昭和六年八月一日

- 二二、 日米戦争の勝敗
 村上 一 著
 昭社社 (東京市本郷區弓町一丁目二五)
 昭和七年十一月八日
- 二三、 日米戦争の歴史
 正 アル、サイリアムズ (著) 深澤正策 (譯)
 河北書房 (東京市神田區西神田二ノ四)
 昭和十六年七月二十日
- 二四、 大東亞戦争と帝國海軍
 大本營海軍報道部 (編)
 興亞日本社 (東京市麴町區内幸町二丁目二ノ四)
 昭和十七年五月十二日
- 二五、 世界戦と日本
 末次信正
 平凡社 (東京市日本橋區吳服橋三ノ五)
 昭和十六年十月十九日
- 二六、 轉換日本の針路
 石原廣一 著
- 二七、 三省堂 (東京市神田區神保町一ノ二)
 昭和十五年十一月十六日
- 二八、 覺悟せよ次の大戦
 宗孝社編輯部
 宗孝社 (東京市神田區仲猿樂町一七)
 昭和七年四月二十四日
- 二九、 國防國家と臣道實踐
 木嶋一光
 大東亞出版社 (東京市芝區公園七號地一〇)
 昭和十六年一月二十日
- 三〇、 太平洋の夢
 室伏高信
 青年書房 (東京市神田區小川町二ノ一〇)
 昭和十五年九月十八日
- 三一、 日本の危機
 大谷隼人
 森山書店 (東京市神田區ビル三〇六區)
 昭和六年十二月十日

- 三〇、 日本と支那の諸問題
 長野 朗
 支那問題研究所 (東京市外原宿一七〇番地二〇號)
 昭和四年二月二十日
- 三一、 吾が同胞に訴ふ
 徳富蘇峰、大谷光瑞、岡部宗城 (編)
 近代社 (東京市京橋區銀座西五丁目對鶴ビル内)
 昭和七年一月一日
- 三二、 皇道文化の世界指導
 大亞細亞社 (編)
 大亞細亞社 (東京市麴野川區上中里三三九)
 昭和十六年七月十八日
- 三三、 皇國の危機日米戦近し
 佐藤清勝
 宮本武林堂書店
 昭和五年七月十日
- 三四、 戦車戦記
- 三五、 藤田實彦
 大阪毎日新聞社 (大阪市北區堂島上二丁目三六)
 東京日日新聞社 (東京市麴町區有樂町二丁目一一)
 昭和十五年十月二十五日
- 三六、 天降る神兵
 佐藤 武
 教育圖書出版社 (東京市本郷區駒込林町二〇一)
 昭和十七年十一月五日
- 三七、 米國怖るゝに足らず
 池崎忠孝
 先進社 (東京市本郷區駒込上富士前町一〇九)
 昭和四年九月一日
- 三八、 太平洋戦略序論
 齊藤 忠
 春陽堂書店 (東京市日本橋區通三丁目八)
 昭和十六年十二月一日
- 三九、 次の世界戦争
 石丸藤太

